

消防機関へ通報する火災報知設備の設置に関する基準

(趣旨)

第1 この基準は、消防機関へ通報する火災報知設備（以下「火災通報装置」という。）の設置及び維持に関し、消防法施行令（昭和36年政令37号。以下「令」という。）、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(設置方法等)

第2 火災通報装置の設置方法等は、次のとおりとする。

- (1) 火災通報装置は、規則第25条第2項の規定による防災センター等の操作上支障のない位置に設置する。
- (2) 防災センター等が複数ある場合には、原則として主たる防災センター等に火災通報装置の本体を設け、それ以外の防災センター等には遠隔起動装置を設ける。
- (3) 一の防火対象物に火災通報装置設置義務対象物の部分が2以上あり、その管理について権原が分かれている場合は、一の管理権原ごとの対象物の部分に設置する。
なお、当該防火対象物全体を管理する防災センター等がある場合は、当該防災センター等にそれぞれの火災通報装置に接続される遠隔起動装置を設置する。
- (4) 起動装置は床面から概ね0.8m以上、1.5m以下の位置に設ける。
- (5) 起動装置は壁又は防災卓等に固定する。
- (6) 遠隔起動装置を設ける場合は、火災通報装置を設けた場所との間で通話ができる装置を備える。
- (7) 火災通報装置から遠隔起動装置までの配線は、規則第12条第1項第5号の規定による。
- (8) 火災通報装置の電源は分電盤から専用回路とするとともに、配線用遮断器の見やすい位置に「火災通報装置専用」である旨の表示をする。

(火災通報装置を接続することができる電気通信回線)

第3 火災通報装置を接続する電気通信回線設備は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に定める第一種電気通信事業の用に供する電気通信回線設備のうち、次に定めるアナログ回線又はデジタル回線とするとともに、第一種電気通信事業の交換機等で他の回線と代表群を形成しないものとする。

(注) 代表群とは一般に「代表取扱」といわれる機能であり、代表群はアナログ回線又はデジタル回線を混在して形成することができる。したがって、消防機関からの呼返しを確実に火災通報装置の送受話器等に伝達させる必要があるため、火災通報装置の接続されている回線は代表群を形成させないことが必要である。

2 アナログ回線とは、電気通信回線設備と端末設備を接続する分界点（主配線盤（以下「MDF」という。）又は保安器）においてアナログ信号を入出力するもので、主として音声の伝送交換を目

的とする電気通信役務の用に供する回線（以下「電話回線」という。）（第13-1図参照）

3 デジタル回線とは、サービス総合デジタル網（以下「ISDN」という。）における64 kbpsのBチャンネル（情報チャンネル）と16 kbpsのDチャンネル（信号チャンネル）を組み合わせた基本インタフェース（2B+D）のデジタル回線（以下「ISDN 64回線」という。）（なお、Dチャンネルは他のインタフェースと共用しないものである。）

参考：基本インタフェースはNTT西日本の「INSネット64」が該当する。

（電気通信回線と火災通報装置の接続方法等）

第4 火災通報装置と電気通信回線等の接続については、電気通信事業法によるほか次による。

（1）電話回線に接続できる火災通報装置（以下「火災通報装置（アナログ用）」という。）と電話回線の接続は、次によるものとする。

ア 屋内配線と火災通報装置の接続

（ア）端末設備に構内交換機又はボタン電話（以下「PBX等」という。）がある場合は、火災通報装置（アナログ用）を分界点とPBX等の間に接続し、PBX等の内線には接続しない。（第13-1図参照）

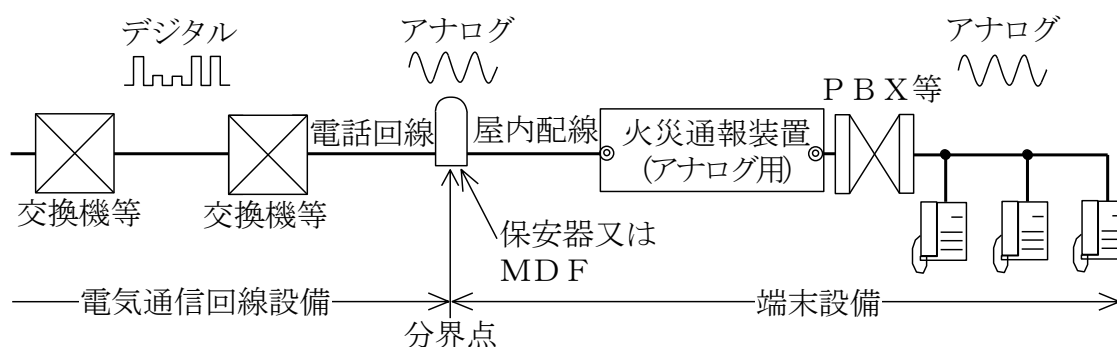
（イ）PBX等がない場合は、火災通報装置（アナログ用）を屋内配線に直接接続する。（第13-2図参照）

イ 火災通報装置（アナログ用）と分界点までの間の屋内配線には、電話回線とデジタル加入者回線（以下「DSL」という。）を重畳・分離する装置（以下「スプリッタ」という。）以外設置しない。（第13-3図参照）

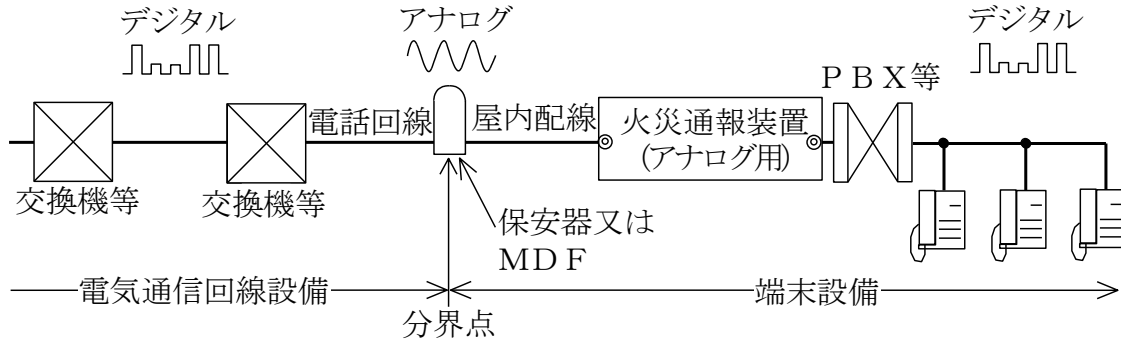
ウ スプリッタを設置する場合は、MDF又は副配線盤（以下「IDF」という。）に設置するとともに、地震等による転倒を防止する措置を講じる。（第13-3図参照）

エ 火災通報装置（アナログ用）に他の端末機器を接続することができる機能がある場合は、火災通報装置（アナログ用）本体に他の端末設備を接続することができる。

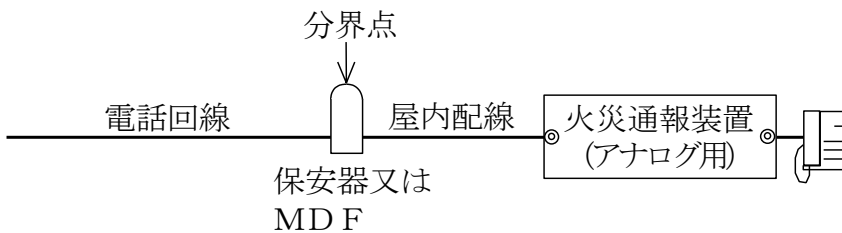
第13-1図a（PBX等（アナログ用のPBX）がある場合）



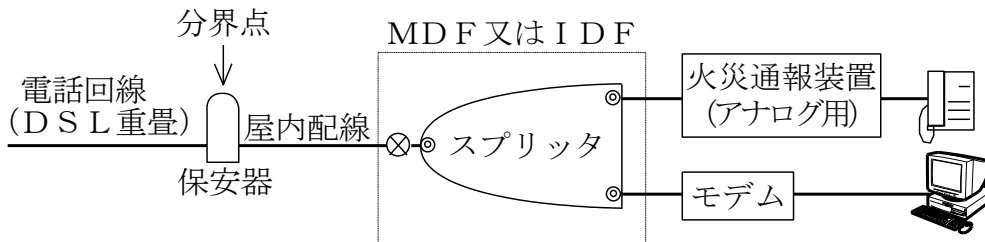
第 13-1 図 b (P B X 等 (デジタル用の P B X) がある場合)



第 13-2 図 (P B X 等がない場合)



第 13-3 図 (スプリッタがある場合)



(注) 保安器はMDFに設置される場合がある。

(2) I S D N 基準通信機器の機能がある火災通報装置 (以下「火災通報装置 (I S D N 用)」という。) と I S D N 6 4 回線の接続等は、次による。

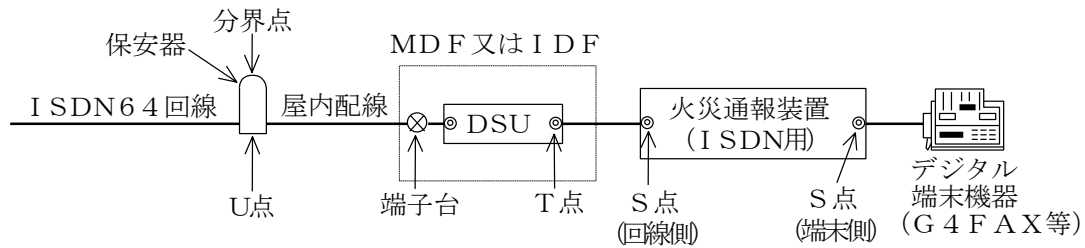
ア I S D N 6 4 回線には、火災通報装置 (I S D N 用) 以外の端末機器を接続しない。ただし、火災通報装置 (I S D N 用) に他の端末機器を接続することができる機能がある場合は、火災通報装置 (I S D N 用) 本体に 6 4 kbps の端末機器一台に限り接続することができる。(第 13-4 図参照)

イ I S D N 6 4 回線の終端 (以下「U 点」という。) に接続する網終端装置 (以下「D S U」という。) は、MDF 又は IDF に設け、地震等による転倒を防止する措置を講じる。ただし、火災通報装置 (I S D N 用) と一体となっている D S U にあってはこの限りでない。(第 13-4 図参照)

ウ 常用電源が停電した場合、D S U は火災通報装置 (I S D N 用) が予備電源等により作動

している間有効に作動するものである。

第 13-4 図 (火災通報装置 (I SDN用) と I SDN 64 回線の接続例)



U点：伝送路インタフェース規定点（局内回線終端装置と配線設備の最初の接続点）

T点：回線接続装置（DSU）と宅内設備の規定点（PBXやLANなどの宅内制御装置の接続点をいう。なお、宅内制御装置を設置しない場合、T点はS点と同じインタフェース条件が適用されているためI SDN標準通信機器を直接接続することが可能）

S点：宅内制御装置とI SDN基準通信機器との接続点（火災通報装置（I SDN用）に端末機器を接続することができるS点がある場合は、64 kbpsのデジタル端末機器を接続することができる。）

(注) 保安器はMDFに設置される場合がある。

(3) 火災通報装置（アナログ用）をI SDN 64回線に設置する場合は、令32条を適用して次により設置することとして差し支えないものとする。なお、接続例は第13-5図による。

ア 火災通報装置（アナログ用）を接続するターミナルアダプター（I SDN 64回線に対応する機能を持たない端末機器をI SDN 64回線に接続して使用するための信号変換装置。以下「TA」という。）は次の機能を有するものとする。

(ア) 火災通報装置（アナログ用）の音声信号を正確にI SDN 64回線に送出でき、かつ、消防機関からの呼返し等の音声信号を適正に火災通報装置（アナログ用）に伝達できる機能を有すること。

(イ) 火災通報装置（アナログ用）が起動した場合、火災通報装置以外に接続されている他の端末機器が使用中であっても、火災通報装置が発する信号を優先してI SDN 64回線に接続し、すみやかに消防機関に通報できるものであること。

イ 火災通報装置（アナログ用）は、TAの指定されたR点（アナログ端子）に接続する。

ウ TAのシリアル端子及びUSB端子等のデジタル端子には、機器を接続しない。また、S端子にはDSU以外接続しない。

エ 火災通報装置（アナログ用）に接続するTAは、火災通報装置（アナログ用）で接続適合機種とされたもの以外接続しない。

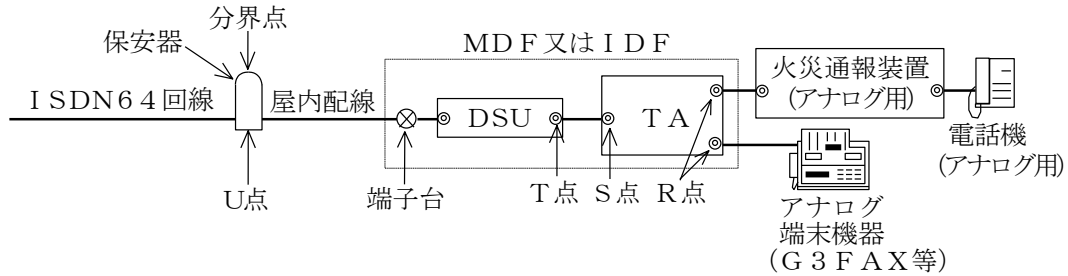
オ DSU及びTAは常用電源が停電した場合、火災通報装置（アナログ用）が予備電源等により作動している間有効に作動するものとする。

カ DSU及びTAはMDF又はIDFに設置するとともに、地震等による転倒を防止する措

置を講じる。

キ I S D N 6 4 回線には、火災通報装置（アナログ用）を接続する T A 以外他のデジタル端末機器（デジタル電話機、G 4 F A X、T A 等）を接続しない。

第 13-5 図 a（火災通報装置（アナログ用）を I S D N 6 4 回線に接続する場合）



U点：伝送路インタフェース規定点（局内回線終端装置と配線設備の最初の接続点）

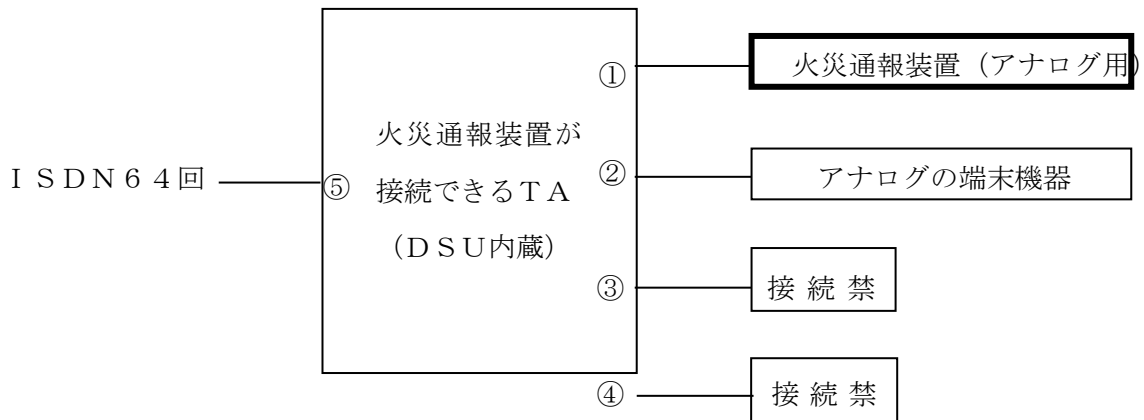
T点：回線接続装置（DSU）と宅内設備の規定点（PBXやLANなどの宅内制御装置の接続点であるが、T点はS点と同じインタフェース条件が適用されているため宅内制御装置を設置しない場合、ISDN基準通信機器を直接接続することが可能）

S点：宅内制御装置とISDN基準通信機器との接続点

R点：既存のアナログ電話機やアナログ通信機器をTAを介して接続するための接続点

（注）保安器はMDFに設置される場合がある。

第 13-5 図 b（TAにDSUが内蔵されている場合の各接続端子の接続例）



①優先接続機能を有するアナログ端末機器用端子：火災通報装置（アナログ用）を接続すること。

②アナログ端末機器用端子：アナログの端末機器（プッシュホン、回転ダイヤル式電話、G 3 F A X ノーリング網制御装置等）を接続することができる。

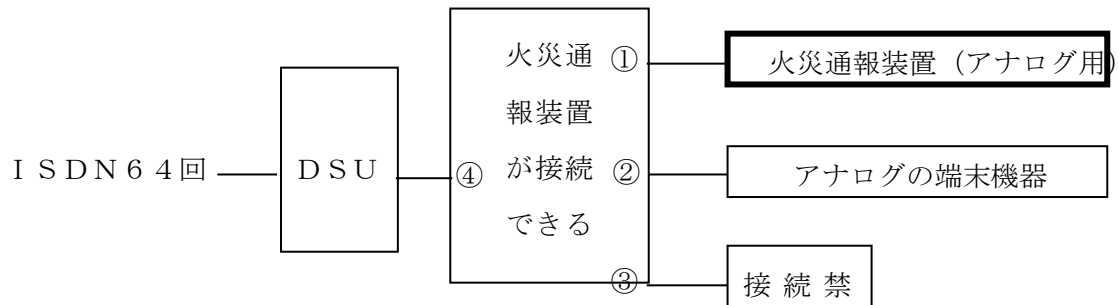
③シリアル端子及びUSB端子：接続禁止（端末機器を接続しないこと。）

④S端子（S/T端子と表示される場合がある。）：接続禁止（端末機器を接続しないこと。）

⑤U端子：ISDN 64回線を接続すること。

(注) TAはDSUと同一場所に設置すること。

第13-5図c (TAにDSUが内蔵されていない場合又はTAに組込まれたDSUを使用せず、別に設置したDSUを使用する場合の各接続端子の接続例)



①優先接続機能を有するアナログ端末機器用端子：火災通報装置（アナログ用）を接続すること。

②アナログ端末機器用端子：アナログの端末機器（プッシュホン、回転ダイヤル式電話、G3 FAXノーリング網制御装置等）を接続することができる。

③シリアル端子及びUSB端子：接続禁止（端末機器を接続しないこと。）

④S端子（S/T端子と表示される場合がある。）：DSUのT点に接続すること。（入出力用として複数の接続端子がある場合にあっても、DSU以外の端末機器を接続しないこと。）

(注) TAはDSUと同一場所に設置すること。

(4) 火災通報装置は、認定品又は「火災通報装置の基準（平成8年消防庁告示第1号）」に適合するとともに、総務大臣又は指定認定機関による技術基準適合認定あるいは指定された機関による技術的な条件適合認定を受けているか、接続する第一種電気通信事業者の検査を受けたものとする。

(試験装置の接続)

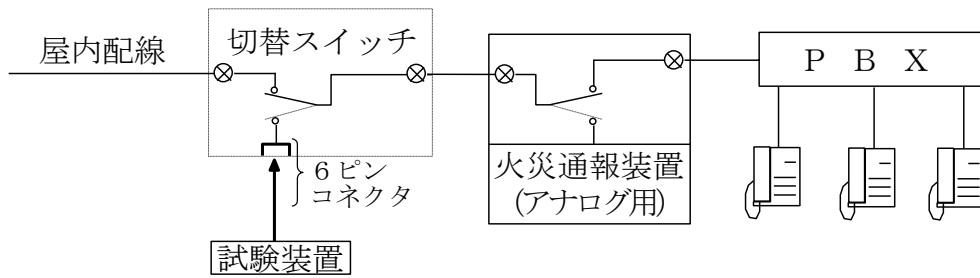
第5 火災通報装置（アナログ用）には、試験や点検を行なう場合に電話回線を捕捉しない状態で行うための装置（以下「試験装置」という。）を、次により接続することができるようにする。

ただし、火災通報装置の本体に試験装置を「端末設備等規則第3条第2項の規定に基づく分界点における接続の方式を定める件（昭和60年郵政省告示第399号）」に規定される通信コネクタ（以下「6ピンコネクタ」という。）のジャックユニットを有している機種にあっては、これらの措置は不要とする。また、火災通報装置用試験装置の基準については別添による。

(1) 屋内配線を6ピンコネクタ以外の方式で接続する場合は、試験装置を接続する装置に6ピンコネクタのジャックユニットを設けるとともに、当該試験装置を接続した場合に火災通報装置（アナログ用）の信号が外部に送出されないよう切替スイッチを設ける等の措置を講じる。また、試験装置を接続する装置は点検等支障のない場所で、かつ、容易に手の触れない場所（M

DF又はIDF等に設置する。(第13-6図参照)

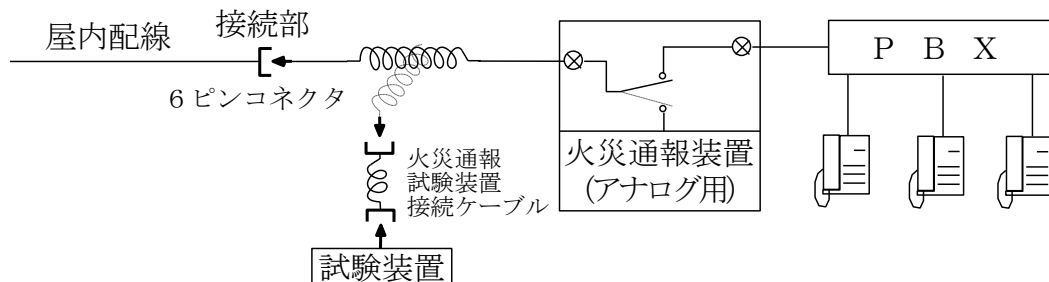
第13-6図 (火災通報装置 (アナログ用) と試験装置を接続する装置の設置方法)



(注) 6ピンコネクタの内「↑」印は6ピンコネクタプラグを、「□」印は6ピンジャックを示す。
「⊗」印は6ピンコネクタ以外 (ねじ止め等) の接続を示す。

(2) 屋内配線を6ピンコネクタで接続する場合の接続部は火災通報装置の直近で接続・切り離しが容易に行なうことができる場所とする。(第13-7図参照)

第13-7図 (火災通報装置 (アナログ用) と屋内配線を6ピンコネクタで接続する場合)



(注) 6ピンコネクタの内「↑」印は6ピンコネクタプラグを、「□」印は6ピンジャックを示す。
「⊗」印は6ピンコネクタ以外 (ねじ止め等) の接続を示す。

2 火災通報装置 (デジタル用) には、(1)に準じて試験装置が接続できるようにする。ただし、1中「火災通報装置 (アナログ用)」は「火災通報装置 (ISDN用)」、「6ピンコネクタ」は「8ピンコネクタ (ISO 8877に規定されるもの)」と読みかえるものとする。

(表示)

第6 スプリッタ、DSU及びTA並びにこれらの機器に接続されている通信用の配線等には、見やすい位置に次の例による表示をする。(第13-8図参照)

(1) スプリッタ、DSU及びTA

注 意

- ・本装置には火災の時、消防機関に通報する火災通報装置が接続されています。
- ・本装置の配線変更、取替等を行う場合は消防署へ届出をしてください。

(2) 火災通報装置と分界点の間の屋内配線及び機器配線の接続部（火災通報装置本体及び分界点の接続部を除く。）

ア 回線側

火災通報用回線
(重 要)

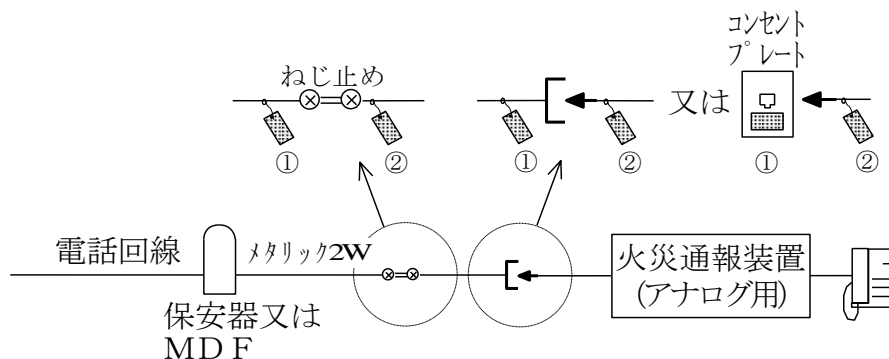
イ 火災通報装置側

火災通報装置
(配線変更禁止)

ウ 第4の3(3)で接続を禁止したTAの各端子

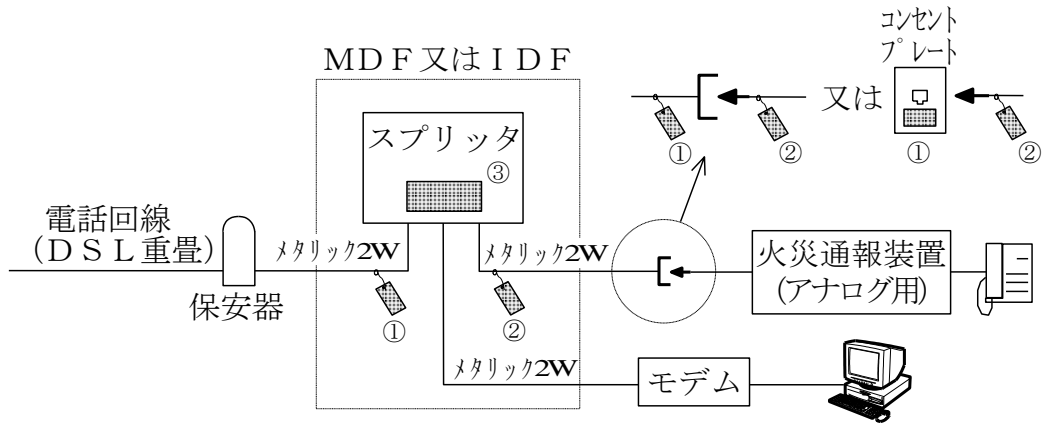
(注 意)
端末機器接続禁止

第13-8図a 電話回線に火災通報装置（アナログ用）を接続する場合



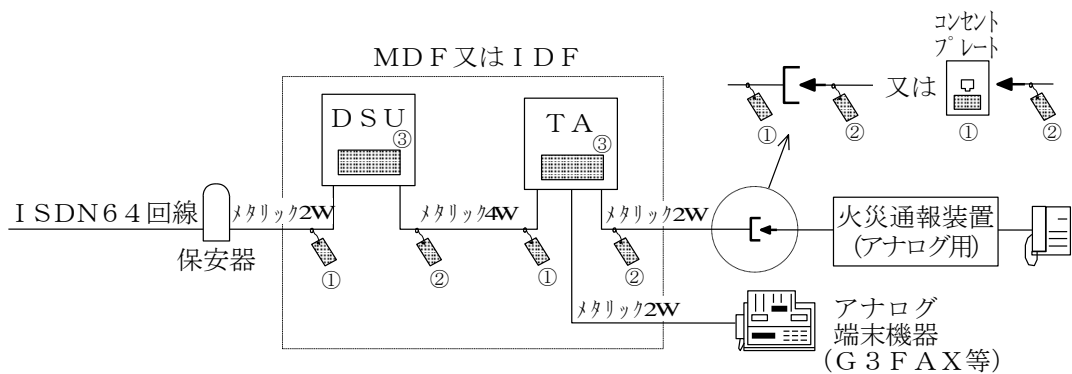
- ① (2) a の表示をすること。 ② (2) b の表示をすること。

第 13-8 図 b 電話回線に火災通報装置（アナログ用）とスプリッタを接続する場合



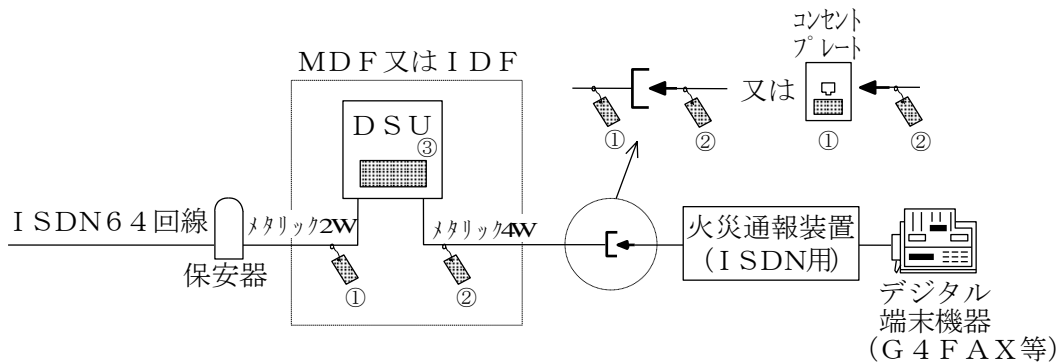
- ① (2)a の表示をすること。 ② (2)b の表示をすること。 ③ (1) の表示をすること。
 (注) 保安器はMDFに設置される場合がある。

第 13-8 図 c I S D N 6 4 回線に火災通報装置（アナログ用）を接続する場合



- ① (2)a の表示をすること。 ② (2)b の表示をすること。
 ③ (1) の表示をするとともに、3(3)ウで接続を禁止したTAの各端子には(3)の表示をすること。
 (注) 保安器はMDFに設置される場合もある。

第 13-8 図 d I S D N 6 4 回線に火災通報装置（I S D N 用）を接続する場合



- ① (2)a の表示をすること。 ② (2)b の表示をすること。 ③ (1) の表示をすること。
 (注 1) デジタル端末機器 (G4 FAX等) の接続 (64 kbps の端末機器一台に限る。) は火災通

報装置（I S D N用）に他の端末機器を接続する機能がある場合に限る。

（注2）保安器はM D Fに設置される場合がある。

（その他）

第7 屋内配線、スプリッタ及びT A等は、火災通報装置の附属装置でないため、屋内配線、スプリッタ及びT A等の設置等に係る工事については、消防用設備等の工事には該当しない。

附 則

この基準は、平成22年4月1日より適用する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日より適用する。

別添

火災通報装置用試験装置の基準

1 趣旨

この基準は、火災通報装置（アナログ用）に係る機器点検の際に用いる試験装置に係る基準を定めるものとする。

2 試験装置の構造及び性能

試験装置の構造及び性能は、次に定めるところによる。

- (1) 火災通報装置が送出する10PPS若しくは20PPSのダイヤルパルス又は押しボタンダイヤル信号のいずれの選択信号も受信することができるとともに、当該選択信号の数字を可視表示することができること。

この場合において、表示することのできる選択信号の桁数は、2桁以上であること。

- (2) 選択信号を受信した場合には、直ちに呼出音を送出すること。

この場合における呼出音は、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号。以下「設備規則」という。）別表第5号の規定に適合すること。

- (3) 通話電鍵、押しボタン、送受話器等を操作することにより、火災通報装置と通話ができること。

- (4) 回線保留機能及び呼返機能を有するとともに、呼返電鍵を操作することにより、火災通報装置に呼出信号を送出できること。

この場合における呼出信号は、設備規則別表第4号の規定に適合すること。

また、呼出信号は、呼返電鍵を操作している間、連続して送出されること。

- (5) 着信側（119番）を話中状態とすることができるとともに、火災通報装置が送出した選択信号を受信し、話中音を送出できること。

この場合における話中音は、設備規則別表第5号の規定に適合すること。

- (6) 回線に対し、常に直流電圧（42V以上53V以下）を印加できること。ただし、前記(4)に規定する呼出信号の送出中は、この限りでない。

- (7) 電話回線又は火災通報装置との接続端子は、6ピンコネクタのプラグユニットとすること。

3 表示

- (1) 試験装置には、次の事項を見やすい箇所に表示すること。

ア 装置の名称

イ 型式記号（性能評定を受けたものにあつては評定番号を併記）

ウ 製造者名又は略号

エ 製造年

オ 取扱操作方法及び注意事項

- (2) 試験装置の操作部分には、その名称及び操作内容を当該部分又はその周辺部分に表示すること。